

於ける我國の事情に照し法々の法案を以て最も適切なるものと信じます。併し乍ら
 我國兩院の議案と雖も其々のそれは所論御稿節のものであつて之を現在
 の納税本位の時代錯誤的憲法に比すれば固より同日の議ではありませぬ。我等は領
 重審議の結果適當なる普通選挙の良案を得て此憲法の一日も早く其弊を滅するに至
 らんことを國家民人の爲め切望して止まざる次第であります。

大正十年一月十五日印刷
 大正十年一月二十日發行

定價金五錢

著者 今井嘉幸
 發行所兼印刷者 大坂市東區農人橋一ノ三
 酒井清七
 印刷所 大坂市東區西橋堀三丁目
 中安製版印刷所
 發行所 大坂市東區農人橋一ノ三
 酒井清七
 電話 大坂三九一三五
 電話 東三九一四